

西会津町ケーブルテレビ加入契約約款

(サービスの内容)

第1条 西会津町(以下「町」という。)は、町がサービスを提供している区域(以下「業務区域」といいます。)内において、加入者に次のサービスを提供します。なお、放送事業者のテレビジョン放送には、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって視聴できるもの(以下「オプションチャンネル」といいます。)を含みます。

(1)基本サービス

放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含みます。)、ラジオ放送(FMおよびデジタル放送)、デジタルデータ放送の同時再送信サービス及び町による自主放送サービスの内、それぞれ別途料金表に定める基本サービス契約料及び使用料の支払により視聴可能となるサービスをいいます。

(2)オプションチャンネルサービス

放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含みます。)及び自主放送サービスの内、それぞれ別途料金表に定める使用料の支払により視聴可能となるサービスをいいます。

(3)その他上記に付随する業務及びサービス

(加入契約の単位)

第2条 加入契約の単位は、世帯(同一の住居および生計を共にする者の集まり又は、独立して居住もしくは生計を維持する独身者)又は法人とします。但し、世帯又は法人に2以上の加入者引込線を要する場合は、加入契約の単位を加入者引込線数とします。

2 集合住宅等、1の加入者引込線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合には、別途建物代表者との基本契約を締結した後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

(加入契約の成立)

第3条 加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承諾し、別に定める形式の加入申込書に必要な事項を記載の上申込み、町がこれを承認した時成立するものとします。

2 町は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。

(1)サービスの提供が技術的に困難な場合

(2)加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

(加入契約の有効期間)

第4条 加入契約の有効期間は、加入契約成立の日から1年間とします。但し、加入契約期間満了の10日前までに町、加入者いずれからも文書による何等の意思表示も無い場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とします。

(加入負担金)

第5条 加入者は、町が別途定める料金表に従い加入負担金を支払うものとします。

(使用料)

第6条 加入者は、町が別途定める料金表に従い下記の使用料を支払うものとします。

(1)基本サービス使用料

サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本サービス使用料を毎月支払うものとします。

(2)オプションチャンネルサービス使用料

オプションチャンネルのサービスを受ける場合には、サービスの提供を受け始めた日の属する月からオプションチャンネルサービス使用料を毎月支払うものとします。

2 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更に伴い、町は使用料の改定をすることがあります。

3 NHKのテレビ受信料及び加入者と放送事業者が直接契約する番組サービス利用料については、町の設定した使用料の中には含まれておりません。

(施設の設置・所有区分及び費用の負担)

第7条 町のサービスに必要な施設の設置工事ならびに保守は、町あるいは町の指定する業者が行うものとします。

但し、テレビジョン・ラジオ等(以下「受信機」といいます。)については、加入者自身にて購入・設置し保守の維持を行うものとします。

2 町が設置した施設のうち、加入者信号分岐用端子(以下「カプラ」といいます。)からV-O-N-Uまでの施設は町が所有・維持管理します。セットトップボックス(以下「STB」といいます。)は町が所有し加入者が維持管理します。V-O-N-Uからの宅内線から各受信機の入力端子までの施設(以下「加入者施設」といいます。)は加入者が所有・維持管理します。なお、当該施設の設置に要する費用は加入者が負担します。

3 加入者は、町のサービスに必要な施設の設置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合があっても町はその責は負わないものとします。

4 加入者は、町のサービスに必要な施設に対して町の承諾なしにこれを改変してはならないものとします。

(セットトップボックス)

第8条 町は、町が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるSTB本体を加入者に貸与するものとし、リモコン等はSTB加入契約1台毎に1式を加入者に貸与するものとします。また、BSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」といいます。)およびケーブルテレビデジタル放送用ICカード(以下「C-CASカード」といいます。)の取り扱いについては第23条の規定によるものとします。

2 加入者は、契約終了時にはSTBおよびリモコンを町に返還するものとします。なお、加入者が故意又は過失によりSTBおよびリモコンを破損或いは紛失した場合には、その損害分を町に支払うものとします。また、町が必要と認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できないものとします。

(使用料等の納入方法)

第9条 加入者が町に支払う使用料の納入方法は、町が別途指定する方法によるものとします。

(延滞利息)

第10条 加入者が、使用料等の納入を納期限日より3ヶ月以上延滞した場合、町はサービス提供を停止し、加入者は年利14.5%の遅延金を支払期日の翌日より支払日までの期間に応じて支払うものとします。

(サービス提供の中止、損害賠償)

第11条 町は、第1条に定めるサービスを月のうち連続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の基本使用料金は第6条の規定にかかわらず無料とします。

2 加入者施設および受信機などに起因する事故が生じた場合、町はその責任は負わないものとします。

3 町は加入者施設以外の施設(以下「町施設」といいます。)について維持管理責任を負うものとします。

なお加入者は、町施設の維持管理の必要上、町のサービスが一時的に停止することがあることを承諾するものとします。

4 天変地異、その他町の責に帰することのできない事由により町のサービスが行えなくなった場合、町はそのサービスの停止にもとづく損害の賠償責任を負わないものとします。前項にかかわらず、サービスの中止に対しての損害賠償は第12条1項の範囲とし、中止されたサービスの再提供には応じません。

(故障)

第12条 町又は町の指定する業者は、加入者から町の提供するサービスに異常の申し出があった場合には速やかにこれを調査し、必要な措置を講じます。

2 加入者は、サービス異常の原因が加入者瑕疵、加入者の受信機による場合は、その調査、修復に要する費用を負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意又は過失により町施設に故障を生じさせた場合、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

(加入者の義務)

第13条 加入者は、町又は町の指定する業者が町施設の設置、調査、修理、撤去等を行うため、加入者が所有もしくは占有する建物、家屋、建築物等への立ち入りおよび無償使用することを承認するものとします。

2 加入者は、町が提供するS T B等を善良なる管理者の注意をもって維持管理しかつ使用するものとします。

3 加入者は、法令によりテープ・録画等により町のサービスを第三者に供給する事および対価を受けて町のサービスを第三者に上演する事はできません。

(一時休止及び再開)

第14条 加入者は、町のサービスの一時休止又はその再開を希望する場合は、町に文書によりその旨を申し出るものとします。この場合、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間、該当するサービスの利用料は第6条の規定にかかわらず無料とします。

2 前項の一時休止期間は、事由に関わらず最長1年間(歴月)とします。

3 加入者は、一時休止および再開に要する費用を負担するものとします。

4 加入者は、休止期間中S T B並びに、後記第22条のB-C A Sカードおよび、C-C A Sカードを町に返却するものとします。

(サービス内容の変更)

第15条 町は、やむを得ぬ事情によりサービス内容を変更する事が有ります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

(設置場所の変更)

第16条 加入者は、次の都合に限りS T B等の設置場所を変更できるものとします。

(1)変更先が同一敷地内の場合

(2)変更先が町の業務区域内であり、かつ最寄のカブラに余裕があり技術的に容易な場合

2 加入者は、前項の規定によりS T B等の設置場所を変更しようとする場合は、町に文書によりその旨を申し出るものとします。

3 加入者は、第7条の規定にかかわらず、前2項による変更に要する全ての費用を負担するものとします。

(名義変更)

第17条 町は、次の場合に加入者の名義変更を認めます。

(1)相続又は法人の合併の場合

(2)商号のみの変更の場合

2 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は町の承認を得た上、名義変更届を提出しなければなりません。

(加入申込書記載事項の変更)

第18条 加入者は、加入申込書の記載事項の変更を希望する場合には、文書により町に申し出るものとします。

(解約)

第19条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日以上前に文書により町にその旨を申し出るものとします。

2 加入契約に関する工事着手後の解約に際しては、加入負担金の返戻はしないものとします。

3 加入者は、解約の場合第6条の規定による使用料を、当該解約の日の属する月分まで支払うものとします。

4 解約の場合、町は基本的に町施設を撤去します。撤去に伴う費用は加入者が負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有若しくは占有する建物、家屋、建築物等の修復を要するときは、加入者が自己の費用でその修復工事を行うものとします。

(停止及び解除)

第20条 町は、加入者が使用料等の支払を3ヶ月以上遅延した場合、又は本約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に通告した上でサービスの提供を停止或いは加入契約を解除することができるものとします。

2 町は、町の義務の障害になると認められる加入者に対しては、サービスの停止または加入契約解除ができるものとします。

(不正視聴)

第21条 加入者は、第7条第4項に違反した場合は、加入者が町のサービス提供を受け始めた年月にさかのぼり、本契約に定められた使用料を別途町に支払うものとします。

2 町との間に加入契約を締結することなく、町の施設を使用しているものは、これを盗視聴者として次の損害賠償を請求するものとします。

(1)施設に瑕疵がある場合は、その復旧に要する全費用

(2)権利損害金として、町が盗視聴者の受信機が設置されている地域に施設を設置しサービスを開始した日より不正視聴を町において確認したときに至るまでの使用料、及び加入金に一定の乗率を倍した金額の合計

(B-C A SカードおよびC-C A Sカードの取り扱い)

第22条 B-C A Sカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-C A Sカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2 C-C A Sカードは町に帰属し、C-C A Sカードを必要とするS T Bを利用する加入者にS T B1台につき1枚貸与するものとします。町の手配による以外のデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらが行われた事による町および第三者に及ぼされた損害・利益損失は加入者が補償するものとします。S T Bの加入契約終了時は、C-C A Sカードを町に返還するものとします。また、C-C A Sカードを加入者が破損或いは紛失した場合には、その損害分を町に支払うものとします。

(加入者情報の使用)

第23条 町は、加入者の氏名及び住所等を特定する情報(以下「加入者情報」といいます。)を、番組案内作成・配布等、サービス向上を目的として、加入者情報を自ら使用し、又は町のサービスに関連する工事メンテナンス業者および、番組表宅配事業者等の第三者に使用させる事ができるものとします。但し、第三者に加入者情報の使用を許す場合には、秘密保持契約等適切な契約を締結します。

2 町は、加入契約で得た情報を、受信料に関連する業務を受託しているNHKの契約に使用することがあります。

(合意管轄)

第24条 本約款の解釈又は履行につき争いが生じた場合の管轄裁判所を、会津若松簡易裁判所又は福島地方裁判所とする事に町および加入者は合意します。

(約款の改訂)

第25条 町は、この約款を総務大臣に届けた上で、改訂することができるものとします。

2 改訂した約款は、町の事業所に備付け加入者の閲覧に供するものとします。

(定めなき事項)

第26条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈について疑義が生じた場合は、町および加入者は誠意をもって協議の上解決に当たるものとします。

付則

1 町は、特に必要があるときはこの約款に特約を付することができるものとします。

2 この約款は、平成19年4月1日より施行します。